

ダーバン会議 (COP17/CMP7) の結果概要

2011.12.20
気候ネットワーク

本ペーパーの内容

1. (条約の下での) 次の法的文書づくりに関する合意
2. 京都議定書第2約束期間に関する合意
3. 「緑の気候基金」の基本設計に関する合意
4. カンクン合意の実施に関する合意

※本ペーパーは、ダーバン会議で決定した事項の概要をとりまとめたものです。決定文書の日本語訳は、気候ネットワークによる仮訳であることをご了承ください。

1. (条約の下での) 次の法的文書づくりに関する合意

「行動強化のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会 (ダーバン AWG)」

- ・ 現在の各国の目標と、産業革命前のレベルから 1.5°C もしくは 2°C の気温上昇に抑えることには大きなギャップがあることを認識する。
- ・ AWGLCA をあと 1 年継続して成果を得、作業部会を終える。
- ・ すべての国に適用される議定書、あるいは他の法的文書もしくは強制力ある合意を作るための、「行動強化のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (ダーバン AWG)」を設置する。
- ・ ダーバン AWG は、2012 年半ばに作業を開始する。
- ・ ダーバン AWG は、遅くとも 2015 年までの可能な限り早く作業を終え、議定書／法的文書／強制力ある合意を採択し、発効し、2020 年から実施されることとする。
- ・ ダーバン AWG は、2012 年半ばに、緩和・適応・資金・技術移転・行動の透明性・支援とキャパシティビルディングを含む作業計画を策定する。
- ・ プロセスでは目標レベル (raise the level of ambition) を引き上げ、IPCC 第 5 次評価報告書及び 2013~2015 年のレビューから情報を受ける。
- ・ 目標レベルを引き上げるため、また必要な行動とのギャップを埋める行動のオプションを特定するための作業計画を始める。
- ・ 2012 年 2 月 18 日までに、目標レベルを引き上げるための方法についての各国からの意見を求め、2012 年の最初のダーバン AWG にてワークショップを開催する。

2. 京都議定書第2約束期間に関する合意

「京都議定書の下での先進国（附属書1国）の更なる約束の検討」

- ・先進国の排出削減努力における京都議定書の役割、先進国の排出削減行動の継続の重要性、第2約束期間を遅延なく始めることの重要性を強調する。
- ・先進国全体の排出削減が、1990年比で2020年に25～40%削減となること確保することをめざし、その関連で条約の下での2015年までにレビューを終える。
- ・第2約束期間は、2013年1月1日～2017年もしくは2020年12月31日までとし、第17回AWGKPで決定する。
- ・森林吸収、市場メカニズム、対象ガスや部門等に関するルールの合意を歓迎する。
- ・附属書1～3の改正提案に留意する。
- ・附属書1の先進国によって通達された削減目標、および、それを第2約束期間の排出削減目標（QELROs）に変えようとする締約国の意向を、留意する。
- ・先進国が、2012年5月1日までに、第2約束期間の排出削減目標（QELROs）に関する情報を提出し、議定書AWG（AWGKP）で検討する。
- ・COP18で京都議定書改正案に採択する目的で、議定書AWG（AWGKP）が、排出削減目標（QELROs）に関する作業結果をCOP18に報告することを求める。
- ・AAUの繰り越しが第2約束期間の目標レベルに与える影響について評価し、CMP8に勧告をするよう議定書AWGに求める。
- ・今回決定された詳細ルールによる影響を評価し、5、7、8条に基づく制度を含め、対応を検討する。
- ・CMP8でAWGKPの作業を終える。

附属書1：京都議定書附属書Bの改正提案（注釈：第2約束期間の数値目標）

（注釈：先進国の国名、第1約束期間の目標、提出された自主目標、などの数値が一覧表になって列記されている。日本・カナダ・ロシアは、表の欄外に、第1約束期間の目標のみ記載されている。（次ページAnnex Iを参照））

附属書2：京都議定書附属書Aの改正提案（注釈：対象ガス）

- ・CO₂、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃
- （注釈：これまでの6ガスにNF₃が加わり7ガスへ。HFCs・PFCsには、第1約束期間で対象にならなかったガスも含まれる。）

附属書3：京都議定書改正提案（注釈：数値目標の設定に伴って変更される条文改正）

- ・条約及び法的文書の下に作られた市場メカニズムから生じたあらゆる排出枠を削減数値目標達成に利用できる、また、その他の締約国からの排出枠も利用できる。
- ・条約の下での市場メカニズムからの排出枠をKPの目標遵守に用いる場合には、その一部を事務コストと脆弱な途上国の支援のために使用しなくてはならない。

Annex I

Proposed amendments to Annex B to the Kyoto Protocol

The following table shall replace the table in Annex B to the Protocol:

1	2	3	4	5	6
	Annex B				
Party	Quantified emission limitation or reduction commitment (2008-2012) (percentage of base year or period)	Quantified emission limitation or reduction commitment (2013-2017) (percentage of base year or period)	Quantified emission limitation or reduction commitment (2013-2017) (expressed as percentage of reference year ³)	Pledges for the reduction of greenhouse gas emissions by the year 2020 (percentage of reference year ³)	
Australia ^a	100				
Austria			n/a	n/a	
Belarus ^a	92		1990		-5% to -10%
Belgium	92		n/a	n/a	
Bulgaria ^a	92		n/a	n/a	
Croatia ^a	95		1990		-5%
Cyprus ^a			n/a	n/a	
Czech Republic ^a	92		n/a	n/a	
Denmark	92		n/a	n/a	
Estonia ^a	92		n/a	n/a	
European Union ^a	92		n/a	n/a	-20% -30% ^d
Finland	92		n/a	n/a	
France	92		n/a	n/a	
Germany	92		n/a	n/a	
Greece	92		n/a	n/a	
Hungary ^a	94		n/a	n/a	
Iceland	110		1990		-15% -30%
Ireland	92		n/a	n/a	
Italy	92		n/a	n/a	
Kazakhstan ^a	92		1992		-45%
Latvia ^a	92		n/a	n/a	
Liechtenstein	92		1990		-20% -30%

^a A reference year may be used by a Party on an optional basis for its own purposes to express its QELRO as a percentage of emissions of that year, that is not internationally binding under the Kyoto Protocol, in addition to the fixing of its QELRO in relation to the base year in the second and third columns of this table, which are internationally legally binding.

^b Further information on these pledges can be found in Document FCCC/SB.2011/INF.1/Rev.1.

4

1	2	3	4	5	6
	Quantified emission limitation or reduction commitment (2008-2012) (percentage of base year or period)	Quantified emission limitation or reduction commitment (2013-2017) (percentage of base year or period)	Quantified emission limitation or reduction commitment (2013-2017) (expressed as percentage of reference year ³)	Pledges for the reduction of greenhouse gas emissions by the year 2020 (percentage of reference year ³)	
Party					
Lithuania ^a	92		n/a	n/a	
Luxembourg	92		n/a	n/a	
Malta ^b			n/a	n/a	
Morocco	92		1990		-30%
Netherlands	92		n/a	n/a	
New Zealand ^d	100				
Norway	101		1990		-30% to -40%
Poland ^d	94		n/a	n/a	
Portugal	92		n/a	n/a	
Romania ^a	92		n/a	n/a	
Slovakia ^a	92		n/a	n/a	
Slovenia ^a	92		n/a	n/a	
Spain	92		n/a	n/a	
Sweden	92		n/a	n/a	
Switzerland	92		1990		-20% -30%
Ukraine ^a	100		1990		-20%
United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	92		n/a	n/a	
United States of America ^a					
	Quantified emission limitation or reduction commitment (2008-2012) (percentage of base year or period)				
Party					
Canada ^a			94		
Japan ^a			94		
Russian Federation ^a			100		

^a Countries that are undergoing the process of transition to a market economy.

「土地利用・土地利用変化及び森林部門（森林吸収源）」

- ・原則・定義や、本決定の附属書に従って、吸収源からの排出・除去を算定する。
- ・人為的な植林、再植林、森林減少活動を対象とする。
- ・伐採や森林攪乱に関する情報や、天然林から人工林への転換による排出などを算定報告する。
- ・植生回復、牧草地管理、草地管理、湿地排水、湿地再生を活動として選択できる。
- ・全ての先進国は、第1約束期間で利用した活動及び森林管理について排出・除去量を算定しなければならない。
- ・第2約束期間の森林管理からの排出除去分は基準年の3.5%を超えないこととする。
- ・森林管理の算定は、参照レベルを基準とし、森林管理の報告（伐採木材製品・自然攪乱を含む）との方法論に一貫性を持たせることとする。
- ・森林管理のCDM利用は、基準年の1%を上限とする。
- ・伐採木材製品に関しては、輸入製品を輸入国にはカウントせず、紙2年、木材パネル25年、丸太35年をデフォルト値とする。

「排出量取引及びプロジェクトベースメカニズム」

- ・メカニズムの利用は国内対策に対して補完的とする。
- ・次期の約束期間リザーブの設計についてレビューし、CMP18での採択を目指す。
(注釈：原発CDMについては、改正案が示されなかったことから、第2約束期間も引き続き利用禁止されることとなる。)

「対象ガス、その他議題」

- ・対象ガスはNF3を追加。HFC・PFCは、IPCC第4次評価報告書に掲載されたものが対象。
- ・温暖化係数は、IPCC第4次評価報告書の100年値を用いる。
- ・排出量の算定には、2006年のIPCCインベントリーガイドラインを用いる。

「環境・経済・社会的な帰結」

- ・締約国が、関連する政策措置を設計することを奨励する。

3. 「緑の気候基金」の基本設計に関する合意

「緑の気候基金 - 移行委員会からの報告」（FCCC/CP/2011/L.9）

- ・本決定の附属書の、緑の気候基金（GCF）のガバナンスを承認する。
- ・GCFを条約の下の資金メカニズムの運営主体として指定し、設立する。

附属書

- ・目的と原則

- ・ガバナンスと組織のアレンジ（COPとの関係、法的性格、理事会の手続き、理事会の役割と機能、事務局、信託機関）
- ・事務経費
- ・資金投入
- ・運営手順（補足性・一貫性、参加資格、資金構造、アクセス、割当、承認プロセス）
- ・資金の手段
- ・モニタリング
- ・評価
- ・信託基準
- ・環境・社会へのセーフガード
- ・アカウントビリティ
- ・専門的・技術的アドバイス
- ・ステークホルダーのインプットと参加

4．条約AWG（AWGLCA）のカンクン合意の実施に関する合意

これまでバリ行動計画に基づき条約AWGで交渉してきたもののうち、一部を今後の作業に持ち越しつつ、一定程度の合意に至った。今後の作業に持ち越されたのは、①長期ビジョン（グローバル目標、ピーク年）、②森林減少対策の資金源について、③社会的・経済的対応措置、④気候技術センター・ネットワークの構成メンバー、⑤市場経済国移行国の扱いの問題。

主な合意事項は下記の通り。

(1) 長期ビジョン

- ・2050年までの長期目標・ピークアウト時期については、作業を続け、COP18で検討。
（注釈：COP17では決められなかった）

(2) 緩和

先進国（附属書1国）の緩和約束（米・カナダ・日を含む）

- ・コペンハーゲン合意に基づいて提出した削減目標をより明確化する作業を継続する。
- ・各国は3月5日までに意見提出、ワークショップをSB36（2012年6月）と同時開催する。
- ・低排出開発戦略の開発の経験を共有する。
- ・隔年報告書（注釈：2年に1度）のガイドラインを採択する。

隔年報告書のガイドライン

- ・排出インベントリーの要約情報の提出
- ・排出削減目標を掲げること（基準年、ガス・対象部門、AWG、森林吸収源の利用、市場メカニズムの利用、算定方法を含む）

- ・緩和行動、国内組織機構や法律の変更等の情報を提出
- ・2020、2030年の予測を報告
- ・資金・技術・キャパシティビルディングの支援情報の提出
- ・途上国の適応・緩和支援のための資金確保方法の説明（支援額・内容、資金源等）

・第1回隔年報告書は、2014年1月締め切り（次回国別報告書と同時期）

・IAR（国際評価見直し）は、第1回隔年報告書提出から2か月後の3月1日に開始し、隔年報告書が提出される2年に1度実施する。IARの方法論とガイドラインを採択する。

・IARには、技術的なレビューと多国間評価との両方を含み、排出実態、想定や条件、目標達成の進捗状況、途上国支援などについて行われ、報告書が取りまとめられる。また多国間評価では、他の締約国から出された質問と回答、SBIでの質疑応答、当該国の所見を含む。

途上国（非附属書1国）の緩和行動

・途上国の緩和行動を留意し、その内容の理解を進めるためのワークショップを2012年に開催する。

・隔年更新報告書（BUR）のガイドラインを採択する。

隔年更新報告書のガイドライン

- ・BURの範囲は、最新の国別報告書の更新情報を提供するものとし、インベントリーや緩和行動に関する情報等を報告する。
- ・インベントリーに関しては、既存のIPCCガイドライン等を用いる。また、過去に国別報告書を提出した国には、過去の要約情報も提出することを奨励する。
- ・条約に提出されたものを含む緩和行動に関しては、行動の性質や対象部門・ガス、定量的なゴール、進捗を図る指標、方法論と予測、進捗に関する情報、国際市場メカニズムに関する情報等を可能な範囲で提供する。
- ・資金・技術・能力構築のニーズに関する制約・ギャップ、及び、受けた支援について情報を提供する。

・途上国（非附属書1国）は、最初の隔年更新報告書を2014年12月までに提出する。（注釈：提出時期は義務ではない）

・隔年更新報告書は2年に1度提出する。4年を超えない年のインベントリーを提出しなくてはならない。（注釈：義務）

・ウェブ上で、登録簿を作成し、途上国は自主的に、緩和行動や時間枠、準備・実施コスト、支援を希望する額、排出削減見込み、等の情報を登録、資金メカニズムとのマッチングを行う。

・ICA（国際協議分析）は、第1回隔年報告書が提出されてから、6か月後に開始する。ICAの方法論とガイドラインを採択する。

森林減少対策（REDD+）

・森林減少対策の重要性を認識し、各国からの意見提出に基づく技術ペーパーの作成、ワークショップの開催などを補助機関会合に要請する。

（注釈：REDD+の資金をどのように確保するのかについては、決定は持ち越された）

セクター別アプローチ

- ・農業：SBSTA36で検討し、COP18で採択をめざす。
- ・国際航空船舶部門：検討を継続する。

新メカニズム等様々なアプローチ

・新メカニズム等のさまざまなアプローチ、及び、その方法論・手続きに関して、AWGLCAに作業計画の策定を求め、COP18での採択を目指す。またそれらに関し、3月5日まで各国から意見提出を求め、1、2回のワークショップを開催する。

・条約の監督の下での新メカニズムは、先進国の目標もしくは約束の達成に使うと定義する。

対応措置の経済的・社会的帰結

- ・各国が、職業の移転や職業の創出などの政策措置を実施することを促す
- ・先進国が途上国の経済多様化を支援することを促す。

（注釈：貿易措置に関しては、決定は持ち越された）

(3) 適応

- ・適応委員会は、COPの監督下において運営され、活動や関連情報を毎年報告する。
- ・適応委員会は、COP18で採択するために、初年に3年計画を策定する。
- ・適応委員会は、初年に、地域センターやネットワークの能力に関する概要の準備、定期報告、国家適応計画の策定支援、損失と損害に関する作業計画の支援、適応活動実施の動機づけの手段に関する情報等の活動などを実施する（Annex V）。
- ・適応委員会は、関連する作業計画、機関、委員会等を関連付ける。
- ・適応委員会は16名のメンバーから構成される。（国連地域グループから各2名、小島開発諸国から1名、LDCから1名、先進国（附属書I国）から2名、途上国（非附属書I国）から2名）
- ・適応委員会は年2回開催し、第1回会合は、COP17終了後すぐに開催する。

(4) 資金

常設委員会

- ・常設委員会は、気候変動資金に関する情報を交換のフォーラムの組織、運営組織への指針案や勧告の策定、専門家のインプットの提供、気候資金フローに関する隔年評価の準備等を行う。

- ・常設委員会は、先進国（附属書 I 国）10 名、途上国（非附属書 I 国）10 名から構成され、年に 2 回会合を開催する。

② 長期資金

- ・途上国のニーズにこたえるために、2020 年までに 1000 億ドルを共同で拠出するという先進国の約束を想起する。

- ・2012 年に長期資金に関する作業計画に着手する。

- ・COP 議長が、作業計画の共同議長を任命する。

- ・作業計画は、気候変動資金を確保し増額すること、さまざまな資金源の活用のオプションの分析を行うことを目的とする。

(5) 技術開発・移転：2012 年の技術メカニズムの完全運用化

- ・技術執行委員会と、気候技術センター・ネットワークを 2012 年の早期に完全運用化する。

- ・気候技術センター・ネットワークの適用規定（Terms of reference）を決定する。

- ・気候技術センター・ネットワークは、気候にやさしい技術の特定、普及のための事業提案の促進、地域のニーズに合った技術の適応と普及の促進、技術サイクルを管理する人材育成、資金確保の促進支援などの役割を担う。

- ・気候技術センターの受け入れの選考を始め、COP18 で決定する。

(6) 能力構築

- ・能力構築のモニタリングとレビューをさらに拡大するために、年に 1 度「ダーバン・フォーラム」を開催する。第 1 回は、第 36 回 SBI の期間中に開催する。

(7) レビュー

- ・レビューは、条約の究極の目的に照らして、長期のグローバル目標の妥当性を定期的に評価するものであることを確認する。

- ・最初のレビューは、2013 年に始まり、2015 年に終わることを確認する。

- ・COP18 で採択することを視野に、レビューの範囲、定義については引き続き検討を行う。

- ・レビューは、衡平性原則、共通だが差異ある責任・個別の能力に基づき、最新の科学的知見、気候変動影響、締約国の行動による影響などを考慮する。

- ・レビューは、IPCC、各国の意見や国別報告書、1 回目の隔年報告書、インベントリー、ICA・IAR のレポート、その他関連の情報に基づいて行われる。

- ・レビューは、情報収集、統括、ワークショップ開催を通じた技術評価、統合報告書の策定等、複数フェーズで実施される。
- ・その後のレビューは、IPCC の評価報告書の採択後、もしくは、7 年ごとに実施する。